

資料1 アンケートを依頼した地域産業保険センター

地域産業保健センター所在地

項目番号	セントラル名	郵便番号	住所	電話番号
1 拡充	塩釜地区	〒985-0024	塩釜市鶴町7-10 塩釜医師会内	022-367-8651
2	石巻地区	〒986-0826	石巻市銚錢場1-27 石巻市医師会内	0225-95-6238
3	大崎	〒989-6162	古川市駅前大通3丁目3-17 古川市医師会内	0229-22-1573
4	仙南	〒989-1214	柴田郡大河原町字甲子町3-5 柴田郡医師会内	0224-53-4010
5	気仙沼	〒988-0063	気仙沼市字四反田95-4 気仙沼市医師会内	0226-22-1540
6	瀬峰	〒989-4502	栗原郡瀬峰町藤沢字下田50-1 (社)宮城労働基準協会瀬峰支部内	0228-38-2110
7 拡充	福島	〒960-8002	福島市森合町10-1 福島市医師会内	024-534-2290
8	郡山	〒963-8024	郡山市朝日2丁目15-1 郡山医師会内	0249-22-8087
9 拡充	いわき	〒973-8402	いわき市内郷御厩町4丁目123 いわき市医師会館内	0246-27-7257
10	会津	〒965-0876	会津若松市山鹿町4-29	0242-27-0528
11	須賀川	〒962-0839	須賀川市大町103	0248-73-3723
12	白河	〒961-0054	白河市宇中川原313 白河准看護学院内	0248-23-3701
13	相馬	〒975-0002	原町市東町1丁目82	0244-23-6806
14	富岡	〒979-1112	双葉郡富岡町中央2-23 (社)富岡労働基準協会内	0240-22-0033
15	横浜南	〒236-0015	横浜市金沢区金沢町48番地	045-782-8785
16	横浜西	〒244-0816	横浜市戸塚区上倉田449-1 神奈川県中小企業労働研修センター内	045-861-5600
17	横浜北	〒211-0825	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川3F 神奈川区医師会内	045-317-5475
18	鶴見	〒230-0051	横浜市鶴見区中央4-21-3 鶴見メディカルセンター内	045-521-2738
19	川崎南	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町8-3 (社)川崎市医師会館内	044-200-0668
20	川崎北	〒213-0001	川崎市高津区溝の口333 協同組合高津工友会3階	044-877-4900
21 拡充	三浦半島	〒238-0015	横須賀市田戸台36-1 横須賀市医師会内	0468-22-3053
22 拡充	平塚	〒254-0054	平塚市中里34-17 平塚市医師会内	0463-31-0814
23 拡充	湘南	〒251-0052	藤沢市藤沢597 藤沢商工会議所内	0466-27-6238
24	県西地区	〒256-0816	小田原市酒匂2-32-16 小田原市保健センター内	0465-49-2929
25	県央	〒243-0011	厚木市厚木町6-1 厚木市メジカルセンター内	046-223-8072
26 拡充	相模原・津久井	〒228-0803	相模原市相模大野4-4-1 相模原南メヂカルセンター内	042-749-2101
27 拡充	名古屋北	〒461-0004	名古屋市東区葵1-4-38 名古屋市医師会館内	052-937-7801
28	名古屋南西	〒461-0004	名古屋市東区葵1-4-38 名古屋市医師会館内	052-937-7801
29	名古屋東	〒461-0004	名古屋市東区葵1-4-38 名古屋市医師会館内	052-937-7801
30	春日井・小牧	〒486-0913	春日井市柏原町5-376 春日井市医師会内	0568-82-9900
31	東三河	〒441-8113	豊橋市西幸町字東脇30 豊橋市医師会館内	0532-45-4911
32 拡充	岡崎	〒444-0876	岡崎市竜美北2-4 岡崎市医師会館内	0564-52-1571

項番	セニタ一称	郵便番号	住 所	電話番号
33	西尾幡豆	〒445-0071	西尾市熊味町小松島32 西尾市保健センター3階	0563-57-1451
34	塩充 一宮	〒491-0037	一宮市賀船2-7-16 一宮市医師会館内	0586-71-7531
35	塩充 知多	〒475-0918	半田市雁宿町1丁目54-8 半田市医師会内	0569-23-8099
36	刈谷	〒448-0022	刈谷市一色町3-5-1 刈谷医師会館内	0566-22-1622
37	豊田加茂	〒471-0062	豊田市西山町3-30-1 豊田加茂医師会館内	0565-31-7711
38	瀬戸	〒489-0929	瀬戸市西長根町10 瀬戸旭医師会館内	0561-84-1139
39	塩充 海部津島	〒496-0011	津島市義原町字郷西37 海部郡医師会内	0567-25-5752
40	尾張北部	〒483-0144	丹羽郡大口町下小口6-122-2 尾北医師会館内	0587-95-7020
41	塩充 岡山	〒703-8278	岡山市古京町1-1-10-601 岡山市医師会内	086-272-3236
42	塩充 倉敷	〒710-0038	倉敷市新田2689	086-425-0032
43	玉野・児島	〒706-0013	玉野市奥玉1-18-5 玉野市医師会内	0863-32-5501
44	美作	〒708-0051	津山市椿高下114 津山市医師会内	0868-22-2168
45	井笠・浅口	〒714-0081	笠岡市笠岡5628 笠岡医師会内	0865-63-0239
46	東備	〒709-0816	赤磐郡山陽町下市187-1 赤磐郡医師会内	08695-5-8188
47	備北	〒718-0003	新見市高尾2306-5 新見医師会内	0867-72-0887
48	塩充 高知	〒780-8037	高知市城山町207-6 高知医師協同組合内	088-833-1248
49	須崎	〒785-0011	須崎市東糺町5-10 高岡郡医師会館内	0889-42-2901
50	中村	〒787-0015	中村市右山字明治383-8 幡多医師会館内	0880-34-4643
51	安芸・香美	〒784-0022	安芸市庄之芝町1-46 安芸郡医師会内	0887-35-3526

資料2 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」への取り組み状況についての調査
アンケート

厚生労働科学研究調査

日本産業衛生学会産業医部会会員各位
地域産業保健センター登録医各位

厚生労働省「過重労働による健康障害防止のための総合対策」
への取り組み状況についての調査

謹啓

新春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、ご存知の通り、過重労働による健康障害の防止は労働衛生対策における大きな課題となっており、厚生労働省では、平成14年2月12日に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「指針」）を公表して、対策の徹底を図っています。本調査は、厚生労働科学特別研究「職場における過労死・自殺の予防に関する研究」（主任研究者：櫻井治彦 中災防労働衛生調査分析センター長）の一環で、厚生労働省の「指針」への取り組み状況の実態を把握し、今後の行政施策に対する提言を行おうとするものです。

本調査は原則として無記名で実施いたしますが、ご希望の先生方には結果をお送りいたしますので、アンケート末尾に送付先をご教示ください。

新年早々ご多忙の折、恐縮ですが、回答を本紙に直接ご記入のうえ平成16年2月5日(金)までに返信用封筒でご発送いただけますよう、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。
お手数ながらご返事をお願い申し上げます。

謹白

平成15年度厚生労働科学特別研究「職場における過労死・自殺の予防に関する研究」
企業における「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の効果に関する研究班

※ ご回答は、原則として、選択肢から 1つ選び、記号に○をつけてください。

※ 複数の事業場とご契約の場合は、最もよくご存知の事業場 1つについてご回答ください。

先生ご自身および事業場について

1 先生のご専門は主に次のうちいずれですか。

- 1) 循環器内科 2) 心療内科 3) その他の内科 4) 小児科 5) 外科 6) 整形外科
7) 産婦人科 8) その他の外科系 9) 精神科 10) 基礎医学 11) 産業医学
12) その他

2 先生は、どれくらいの頻度でご担当の事業場の方とお会いになりますか。

- 1) ほぼ毎日 2) 月に2~4回 3) 月に1回 4) 年に2~4回 5) 年に1回以下

3 ご担当の事業場の主な業種は次のいずれでしょうか。

- 1) 建設業 2) 食品製造業 3) 繊維工業 4) 木製品・紙製造業 5) 化学工業
6) ゴム製造業 7) 烟業 8) 金属製造業 9) 一般機械製造業 10) 電機製造業
11) 輸送機械製造業 12) 精密機械製造業 13) その他の製造業 14) 卸売・小売業
15) 金融保険業 16) 運輸業 17) 通信業 18) 電気ガス水道業 19) 鉱業
20) 医療業 21) 人材派遣業 22) サービス業 23) 公務 24) その他 25) 不明

4 事業場の規模は次のいずれでしょうか。

- 1) 1,000人以上 2) 500人以上 3) 100人以上 4) 50人以上 5) 50人未満

5 事業場が所属する企業の規模は次のいずれでしょうか。

- 1) 1,000人以上 2) 500人以上 3) 100人以上 4) 50人以上 5) 50人未満

6 事業場は企業・企業グループ・団体等のどのような部門でしょうか。

企業グループを形成している場合→

- 1) グループ中核企業の本社部門 2) グループ中核企業の事業拠点
3) グループ中核企業の研究開発部門 4) グループ中核企業のその他の事業場
5) グループ中核企業以外の主要事業場 6) その他

企業グループを形成していない場合→

- 7) 企業や団体の本社等の中枢機能を有する事業場 8) 前記以外の事業拠点
9) その他 10) 不明

- 7 事業場について以下の事項についてお尋ねします。
- 1) 親企業や発注元企業の事業場内に職場がありますか (はい、いいえ、不明)
 - 2) 事業場内に子会社や下請企業の労働者がいますか (はい、いいえ、不明)
 - 3) 事業場内に他企業からの出向者がいますか (はい、いいえ、不明)
 - 4) 事業場内に派遣労働者がいますか (はい、いいえ、不明)
 - 5) 事業場内にパート労働者がいますか (はい、いいえ、不明)
 - 6) 事業場内に裁量労働者がいますか (はい、いいえ、不明)
 - 7) 事業場は管理職の労働時間を把握していますか (はい、いいえ、不明)
 - 8) 事業場は一般職の労働時間を把握していますか (はい、いいえ、不明)
 - 9) 残業時間が月 45 時間を常時超える労働者がいますか (はい、いいえ、不明)
 - 10) 残業時間が月 100 時間を常時超える労働者がいますか (はい、いいえ、不明)
- 8 事業場の人事部門で実際の残業時間を把握しているのは、次のどの範囲の労働者ですか。
- 1) 派遣労働者や子会社を含めた事業場内にいるほぼすべて労働者
 - 2) 管理職や裁量労働者を含めた事業場内にいる自社の労働者
 - 3) 自社の一般の労働者のみ
 - 4) 把握していない
 - 5) わからない
- 9 管理職の残業時間の把握は、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)
- 1) 本人に申告させている 2) 上司に報告させている 3) タイムカードを利用している
 - 4) タイムカード以外の自動管理システムを利用している
 - 5) 健康診断や健康調査において把握している
 - 6) その他の方法で把握している → ()
 - 7) わからない
- 10 裁量労働者の残業時間の把握は、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)
- 1) 本人に申告させている 2) 上司に報告させている 3) タイムカードを利用している
 - 4) タイムカード以外の自動管理システムを利用している
 - 5) 健康診断や健康調査において把握している
 - 6) その他の方法で把握している → ()
 - 7) わからない

事業場における過重労働対策

11 事業場で過重労働者を選別していますか。それはどのような基準ですか。(複数回答可)

- 1) 特に選別していない
- 2) 選別している、1ヶ月の残業時間*を基準にしている → * 時間以上
- 3) 選別している、複数月の平均残業時間**を基準にしている → ** 時間以上
- 4) 選別している、労働者の睡眠時間***を基準にしている → *** 時間未満
- 5) 選別している、労働者の自覚症状や申告を基準にしている
- 6) 選別している、一部の部署や組織を選定している
- 7) 選別している、退社時間の遅い者を選定している
- 8) 選別している、健康リスクが大きい者を選定している
- 9) 選別している、その他の選び方で選定している
- 10) 選別している、選び方は承知していない
- 11) わからない

12 (選別している場合) 過重労働者のリストが産業医に開示されていますか。

- 1) 産業医は尋ねても教えてもらえない
- 2) 産業医が尋ねれば教えてもらえる
- 3) 不定期ながら産業医に報告されたことがある
→ 報告者は誰ですか 事業所長 人事担当者 衛生管理者 看護職 その他 ()
- 4) 定期的に産業医に報告されている
→ 報告者は誰ですか 事業所長 人事担当者 衛生管理者 看護職 その他 ()
- 5) わからない

13 過重労働者の個別の残業時間も産業医に開示されていますか。

- 1) 産業医は尋ねても教えてもらえない
- 2) 産業医が尋ねれば教えてもらえる
- 3) 不定期ながら産業医に報告されたことがある
- 4) 定期的に産業医に報告されている
- 5) わからない

14 過重労働者の割合は事業場の労働者(パートを除く)のおよそどれくらいですか。

- 1) およそ %
- 2) わからない

15 事業場には衛生管理者または衛生推進者がいますか。

- 1) 安全衛生に専任の衛生管理者がいる
- 2) 人事・総務と兼務の衛生管理者がいる
- 3) 衛生管理者はいないが衛生推進者がいる
- 4) いずれもいない
- 5) わからない

16 (衛生管理者等がいる場合) 過重労働対策におけるその役割は何ですか。(複数回答可)

- 1) 特にない
- 2) 各部署や労働者の残業時間を産業医に伝達すること
- 3) 職場における過重労働の実態を産業医に報告すること
- 4) 産業医が事業者に求める過重労働対策を聴取すること
- 5) 産業医から聴取した過重労働対策を事業者に報告すること
- 6) 産業医から聴取した過重労働対策を労働者の上司や職場に報告すること
- 7) 産業医から聴取した過重労働対策を衛生委員会に報告すること
- 8) 産業医から聴取した過重労働対策を自ら実施すること
- 9) その他 ()
- 10) わからない

17 事業場の健康管理について看護職の関与がありますか。

- 1) 関与はない
- 2) 事業者に雇用された看護職がおり衛生管理者として選任されている
- 3) 事業者に雇用された看護職がいるが衛生管理者としては選任されていない
- 4) 健康保険組合等の看護職が関与している
- 5) 企業外労働衛生機関の看護職が関与している
- 6) 親会社の看護職が関与している
- 7) 保健所の看護職が関与している
- 8) その他の看護職が関与している
- 9) わからない

18 看護職がいる場合、過重労働対策におけるその役割は何ですか。(複数回答可)

- 1) 特にない
- 2) 各部署や労働者の残業時間を産業医に伝達すること
- 3) 過重労働者の生活習慣を調査すること
- 4) 過重労働者と面談のうえ保健指導すること
- 5) 職場における過重労働の実態を産業医に報告すること
- 6) 産業医が事業者に求める過重労働対策を聴取すること
- 7) 産業医から聴取した過重労働対策を事業者に報告すること
- 8) 産業医から聴取した過重労働対策を労働者の上司や職場に報告すること
- 9) その他 ()
- 10) わからない

19 事業場の一般健康診断について以下の事項についてお尋ねします。

- 1) パート労働者も対象としていますか (はい、いいえ、不明)
- 2) 受診率は通常 90%以上ですか (はい、いいえ、不明)
- 3) 有所見率は通常 50%以上ですか (はい、いいえ、不明)
- 4) 先生ご自身が健康診断を実施していますか (はい、いいえ、不明)
- 5) 先生ご自身が健康診断後の措置を助言指導していますか (はい、いいえ、不明)

20 事業場の健康診断における過重労働対策についてお尋ねします。

- 1) 問診票などにより個別に残業時間を尋ねていますか (はい、いいえ、不明)
2) 過重労働者のための健康診断を実施していますか (はい、いいえ、不明)

→ どのような健康診断項目ですか。(複数回答可)

- 1) 特別な問診票 2) 専門医の診察 3) 血球計算 4) 負荷心電図 5) 頸動脈超音波
6) 心臓超音波 7) 内分泌検査 8) その他
3) 過重労働者をそれに関連した所見により医療機関に紹介したことがありますか

(はい、いいえ、不明)

→ どのような所見でしたか。(複数回答可)

- 1) 不整脈 2) 狹心症疑い 3) 脳動脈循環不全の疑い 4) 他の循環器疾患疑い
5) 抑うつ状態 6) パニック障害 7) 心身症 8) 他の精神疾患 9) その他

———— 厚生労働省の指針に基づく過重労働対策について ————

21 先生ご自身は厚生労働省の「過重労働による健康障害防止のための総合対策、平14.2.12」(以下「指針」)をご存知ですか。

- 1) 内容までよく理解している
- 2) 内容は理解していないが一読したことがある
- 3) 読んだことはないが見たことはある
- 4) 見たことはないが存在は承知している
- 5) 存在を知らなかった

22 事業場の人事部門は「指針」を知っていますか。

- 1) 内容までよく理解している
- 2) 内容は理解していないが一読したことがある
- 3) 読んだことはないが見たことはある
- 4) 見たことはないが存在は承知している
- 5) 存在を知らなかった
- 6) 知っているかどうかわからない

23 「指針」が出る前から、事業場では以下の過重労働対策を取っていましたか。

- 1) 本人の申告以外にも残業時間の実態を把握する工夫をしていた
- 2) 管理職の残業時間を把握していた
- 3) 残業時間の長さに基づいた過重労働の基準を設けていた
- 4) 過重労働のある部署に対して産業医による指導を実施していた
- 5) 過重労働者に対して産業医の個別面談を実施していた
- 6) 過重労働者に対する特別の健康診断を実施していた
- 7) いずれも実施していない
- 8) わからない

24 「指針」が出てから、事業場では過重労働対策を新たに始めたり変更したりしましたか。

- 1) 特に開始・変更はしていない
- 2) 残業時間の実態を把握する方法を変更した
- 3) 管理職の残業時間の把握を始めた
- 4) 残業時間の長さに基づいて過重労働と判定するように基準を定めた
- 5) 過重労働と判定する基準を変更した
- 6) 過重労働のある部署に対して産業医による指導を始めた
- 7) 過重労働者に対して産業医の個別面談を始めた
- 8) 過重労働者に対する特別の健康診断を始めた
- 9) その他 ()
- 10) わからない

→ 「指針」に基づく対策を実施していない場合は、問25にお進みください。

25 → 「指針」に基づく対策を実施している場合は、問26にお進みください。

- 25 (実施していない場合) 実施していない理由は何ですか。主なものを 3つ回答下さい。
- 1) 事業場が「指針」を承知していない
 - 2) 事業場に過重労働そのものがない
 - 3) 事業場で過重労働の実態を把握できていない
 - 4) 事業場で過重労働者のリストを把握できていない
 - 5) 産業医が過重労働者に会うことが難しい
 - 6) 産業医が過重労働のある部署の所属長に会うことが難しい
 - 7) 過重労働者が産業医による個人面談を拒否する
 - 8) 過重労働対策の実施に、労働者が協力的でない
 - 9) 過重労働対策の実施に、事業者が協力的でない
 - 10) 産業医として過重労働対策を実施する時間がない
 - 11) 産業医として過重労働者の個人面談を実施しても何を指導してよいのかがわからない
 - 12) 産業医として対策を実施しても事業者に何を指導してよいのかがわからない
 - 13) 産業医として対策を実施する意義を感じない
 - 14) その他の理由 ()

→ 問 35 にお進みください。

- 26 (実施している場合) 面談の際、労働者に対してどのようなことを指導されていますか。
主なものを 3つまでお選びください。
- 1) 作業の工夫により残業時間を減らすこと 2) 作業時間の見積りに余裕を持つこと
 - 3) 生活の工夫により睡眠時間を確保すること 4) 食生活を改善すること
 - 5) 運動習慣を改善すること 6) ストレス解消法を実践すること
 - 7) 喫煙習慣を改善すること 8) 労災保険による二次健康診断を受診すること
 - 9) 精査や治療のために通院すること 10) その他の内容 ()

- 27 (実施している場合) 面談の後、事業者に対してどのようなことを指導されていますか。
主なものを 3つまでお選びください。
- 1) 特に指導していない 2) 残業時間を正確に把握すること
 - 3) 作業改善により残業時間を減らすこと 4) 作業時間の見積りに余裕を持つこと
 - 5) 休憩方法や休憩所を改善すること 6) 問題部署の作業者数を増員すること
 - 7) 事業場の組織の見直しを行うこと 8) 業務の身体的負荷を減らすこと
 - 9) 業務の心理的負荷を減らすこと
 - 10) 労働者に労災保険による二次健康診断を受診させること
 - 11) 特別な健康診断を実施すること 12) 過重労働対策のための組織を作ること
 - 13) 過重労働者を配置転換すること 14) その他の内容 ()

28 (実施している場合) 過重労働者の個別面談は月(年)平均で何回実施していますか。

1) 実施していない

2) 月に平均

回

または、年に平均

回

29 (実施している場合) 上記の個別面談では、一回当たり平均で何人と面談していますか。

一回平均

人

30 (実施している場合) 一人の個別面談に要する平均的な時間はどれくらいですか。

- 1) 5分 2) 10分 3) 15分 4) 20分 5) 30分 6) 1時間 7) わからない

31 (実施している場合) 面談が必要な労働者の約何割に個人面談が実施できていますか。

1) およそ

割

2) わからない

32 (実施している場合) 面談が必要な労働者のすべてに面談を実施できていない理由は何ですか。主なものを2つお答えください。

1) 特にない

2) 面談が必要な労働者に会うことが難しい

3) 面談が必要な労働者が拒否する

4) 面談が必要な労働者が協力的でない

5) 事業者が面談の実施に協力的でない

6) 産業医として面談を実施する時間がない

7) 産業医として面談を実施しても何を相談すればよいのかがわからない

8) 産業医として面談を実施しても何を指導してよいのかがわからない

9) 産業医として面談を実施する意義を感じない

10) その他 ()

33 (実施している場合) 「指針」の内容以外に実施していることがありますか。

1) ない 2) ある ()

34 (実施している場合) 「指針」を実施して事業場に変化がありましたか。(複数回答可)

- 1) 特にない
- 2) 一般職の残業時間の把握が徹底されるようになった
- 3) 管理職や裁量労働者など一般職以外の残業時間の把握が徹底されるようになった
- 4) 極端な過重労働が減る傾向を認めた
- 5) 残業時間が全般的に減少する傾向を認めた
- 6) 事業者が過重労働の削減に意欲を示すようになった
- 7) 産業医が労働者の労働時間について把握しやすくなった
- 8) 産業医が過重労働者に対する個別指導をしやすくなった
- 9) 産業医の事業者に対する権限が強くなった
- 10) 産業医と労働者との関係がより強固になった
- 11) 労働者が保健行動を取るようになった
- 12) その他 → ()

35 事業場では過重労働について衛生委員会で審議や報告がなされたことがありますか。

- 1) ない
- 2) 審議されたことがある→どのような事項ですか()
- 3) 報告されたことがある→どのような事項ですか()
- 4) わからない

36 事業場では過重労働について教育がなされたことがありますか。

- 1) ない
- 2) 産業医が教育を実施したことがある
- 3) 衛生管理者による教育が実施されたことがある
- 3) 看護職による教育が実施されたことがある
- 3) 外部専門職による教育が実施されたことがある
- 4) わからない

ご協力、誠にありがとうございました

本調査結果の報告をご希望の場合は、お送りする際の宛先をご教示ください。

名前

メールアドレスまたは送付先住所

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

分担研究報告書

- i. 企業における「過重労働による健康障害防止のための総合対策」
の効果に関する研究
2. 総合対策に基づく過重労働対策の変化と効果
—その評価と今後の課題—

分担研究者 西村重敬 埼玉医科大学内科系循環器内科部門教授

研究要旨

過重労働による健康障害防止のための総合対策(平14年基発第0212001号)」(総合対策)への取組状況や課題を調査し、総合対策によって変化した点あるいはその後の課題を明らかにすることを目的として、全国6県51カ所の地域産業保健センターの相談医約220人と(社)日本産業衛生学会産業医部会員487人を対象に郵送法で自己記入式アンケート調査を平成16年1月に実施した。

回答者数は、地域産業保健センターの相談医が66人(回答率30.0%)で、(社)日本産業衛生学会産業医部会員が165人(回答率33.9%)であった。回答者の医学専門分野は、臨床医学123人(53.2%)、産業医学97人(42.0%)、その他11人(4.8%)であった。専門専属49人(21.4%)、専門非専属47人(20.5%)、非専門専属69人(30.1%)、非専門非専属64名(27.9%)に分けられた。担当事業場との接触頻度は、月に2回以上が過半数を占めた。業種は、製造業65%、非製造業25%、公務5%であった。労働者数1,000人以上が56%を占めた。

総合対策に基づく何らかの過重労働対策を実施しているところは、無回答を除き、59.2%であった。産業医が事業者に対して助言指導をしているところが36.3%、産業医が個人面談と保健指導を実施しているところが43.0%であった。何らかの対策を実施しているところは、「専門専属」が85.4%、「専門非専属」が66.7%、「非専門専属」が55.2%、「非専門非専属」が46.8%であった。

「総合対策」による新たな過重労働対策は、55%の事業場で開始または変更され、内訳は、労働者への産業医面談20%、過重労働基準変更8%、残業時間の実態把握法変更7%、過重労働基準設定6%、管理職の残業時間把握4%であった。

「総合対策」を実施中の事業場で、実施後に生じた変化は、産業医から過重

労働者への個別指導がしやすくなった 43%、一般職の残業時間の把握が徹底した 40%、産業医が労働者の労働時間を把握しやすくなった 39%、極端な過重労働が減った 34%、事業者が過重労働の削減に意欲を示すようになった 31%、管理職や裁量労働者の時間外労働時間の把握が徹底されるようになった 25%、残業時間が全般的に減少した 24%、職場全体の健康意識が向上した 11%、産業医と労働者との関係がより強固になった 9%、産業医の事業者に対する権限が強くなつた 8%、健康確保に向けた労働者の行動変容があつた 8% であった。

今回の調査では、研究方法の制約から選択バイアスは避けられず、総合対策への取り組みが平均的な事業場よりも進んでいた事業場の産業医に偏って回答された可能性も否定できない。総合対策が示されてほぼ 2 年が経過した時点で、回答した産業医が総合対策を認知していたこと、過半数の事業場ではすでに対策を実施していたこと、過重労働の減少や保健活動の活性化などの変化が認められた事業場も多いこと、産業医と人事部門との連携にも効果的に寄与したこと、などの事実が明らかとなった。総合対策が徐々に浸透が図られた結果、一定の効果が認められつつある実態を示していると考えた。

研究協力者

堀江正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教授
竹田 透	ライオン株式会社健康管理センター統括産業医
古河 泰	味の素株式会社川崎事業所健康推進センター
加藤憲忠	新日本製鐵株式会社君津製鐵所診療所
森晃 爾	産業医科大学産業医実務研修センター所長（教授）

A. 研究目的

現在の厳しい経済情勢の下、長時間労働の増加などにより企業における労働者の健康への影響が懸念され、厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策（平 14 年基発第 0212001 号）」（総合対策）を公表して、その対策を行ってきた。

その後 2 年を経たが、過重労働による過労死例の減少等の具体的な成果判定には、さらに時間を要すると考えられる。しかし、現時点で、総合対策によって職場において過重労働による健康障害防止への取組で変化した点、改善された点等および課題を明確にしておくことは、可能でありかつ対策の成果判定の第一段階に当たると考える。このような評価は、対策施行後のフィードバックに不可欠なものであり、得られた結果をもとに、迅速に、行政施策への提言を

行なって行く必要がある。

そこで、産業医として現場で活動中の方々へ、「過重労働による健康障害防止のための総合対策への取り組み状況についての調査」を行い、本研究は、「2.総合対策に基づく過重労働対策の効果－評価と今後の課題－」に関する研究では、総合対策後の事業所における過重労働の対策の変化とその後に明らかになってきた課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

全国 6 県 51 カ所の地域産業保健センターの相談医約 220 人と（社）日本産業衛生学会産業医部会員 487 人を対象に郵送法による自己記入式アンケート調査を、平成 16 年 1 月に実施した。調査期間を 2 週間として、2 月中旬までの返送分について解析を行った。

1. 地域産業保健センターにおける調査方法

全国の地域産業保健センターを規模、地域等を考慮して、51 カ所を選択した（資料 1）。センターのコーディネーターから、個人として個別企業と産業医契約を締結している登録産業医 5 名程度に、協力を依頼する方法をとった。

2. 社）日本産業衛生学会産業医部会員への調査方法

産業保健に関して造詣の深い産業医として、日本産業衛生学会産業医部会会員を選び、現在産業医として活動中であると判断される 487 人へ直接、調査票を郵送し、協力を依頼する方法をとった。

調査票作成には、研究協力者の堀江が中心になり、実務経験が最低 8 年以上の研究協力者（竹田、古河、加藤、森）があつた。調査票は、三部構成として、1) 産業医の専門等および事業所の規模等の属性に関する 12 質問、2) 事業所における過重労働対策への 15 質問、3) 総合対策に基づく過重労働対策についての 19 質問、からなる（資料 2, A4 版 10 頁）。回答方法は、原則として解答欄から選択する方法を用いたが、一部の質問には、自由記載方式をとった。本研究では、このアンケートの 1) と 3) の部分を連結させて、解析した。

C. 研究結果

1 回答者および担当事業場に関する調査

1) 調査対象集団

回答者数は、地域産業保健センターの相談医が 66 人（回答率 30.0%）で、（社）日本産業衛生学会産業医部会員が 165 人（回答率 33.9%）であった。産業医学が専門の者は、1 人を除いてすべて学会産業医部会員であった。産業医学以外が専門の者では、学会産業医部会員と地域産業保健センター相談医がほぼ半数ずつであった。回答者を、医学専門分野が産業医学かどうか、選任契約が専属か

どうかで「専門専属」「専門非専属」「非専門専属」「非専門非専属」の4群に分けてクロス集計を行った。なお、以下の表の合計欄に付した「#」の記号は、選任契約が専属か非専属か不明である者を含む数字であることを示す。

表1 調査対象集団

調査対象集団	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
地域産業保健センター		1	37	28	66
産業医部会	49	46	32	36	165 #
合 計	49	47	69	64	231 #

表2 調査対象集団 (%)

調査対象集団	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
地域産業保健センター	0.0	2.1	53.6	43.8	28.6
産業医部会	100.0	97.9	46.4	56.3	71.4
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

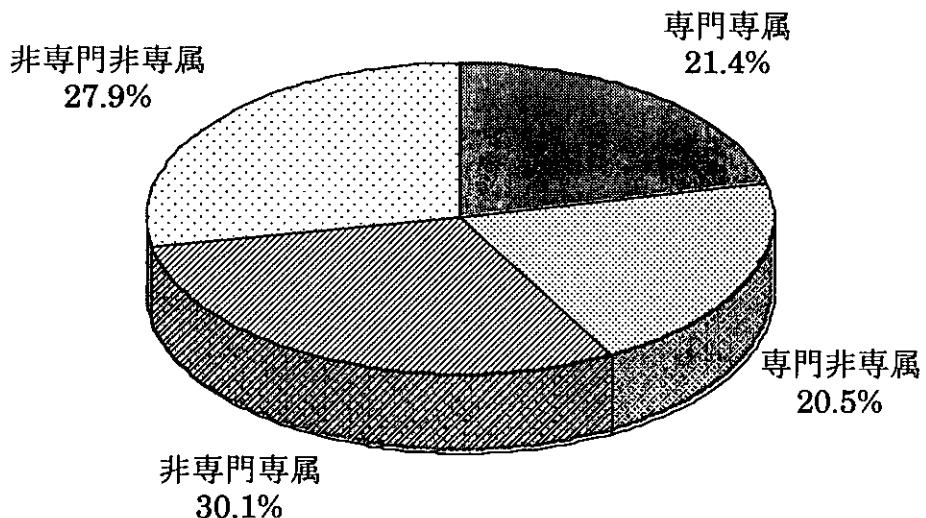


図1 調査対象の医学専門分野と契約形態

2) 医学専門分野

回答者の医学専門分野は、臨床医学 123 人 (53.2%)、産業医学 97 人 (42.0%)、その他 11 人 (4.8%) であった。臨床医学の中では、内科系が 87 人 (37.7%)、外科系が 34 人 (14.7%) であった。「非専門専属」と「非専門非専属」の間で、医学専門分野に明らかな特徴は認めなかった。

表 3 回答者の医学専門分野

専門分野	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
循環器内科			7	10	17
心療内科			4		4
他の内科・小児科			37	28	66 #
外科			11	11	22
整形外科			3	3	6
産婦人科				2	2
その他の外科系			2	2	4
精神科			1	1	2
基礎医学				3	3
産業医学	49	47			97 #
その他			4	4	8
無回答					0
合 計	49	47	69	64	231 #

表 4 回答者の医学専門分野 (%)

専門分野	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
循環器内科	0.0	0.0	10.1	15.6	7.4
心療内科	0.0	0.0	5.8	0.0	1.7
他の内科・小児科	0.0	0.0	53.6	43.8	28.6
外科	0.0	0.0	15.9	17.2	9.5
整形外科	0.0	0.0	4.3	4.7	2.6
産婦人科	0.0	0.0	0.0	3.1	0.9
その他の外科系	0.0	0.0	2.9	3.1	1.7
精神科	0.0	0.0	1.4	1.6	0.9
基礎医学	0.0	0.0	0.0	4.7	1.3
産業医学	100.0	100.0	0.0	0.0	42.0
その他	0.0	0.0	5.8	6.3	3.5
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

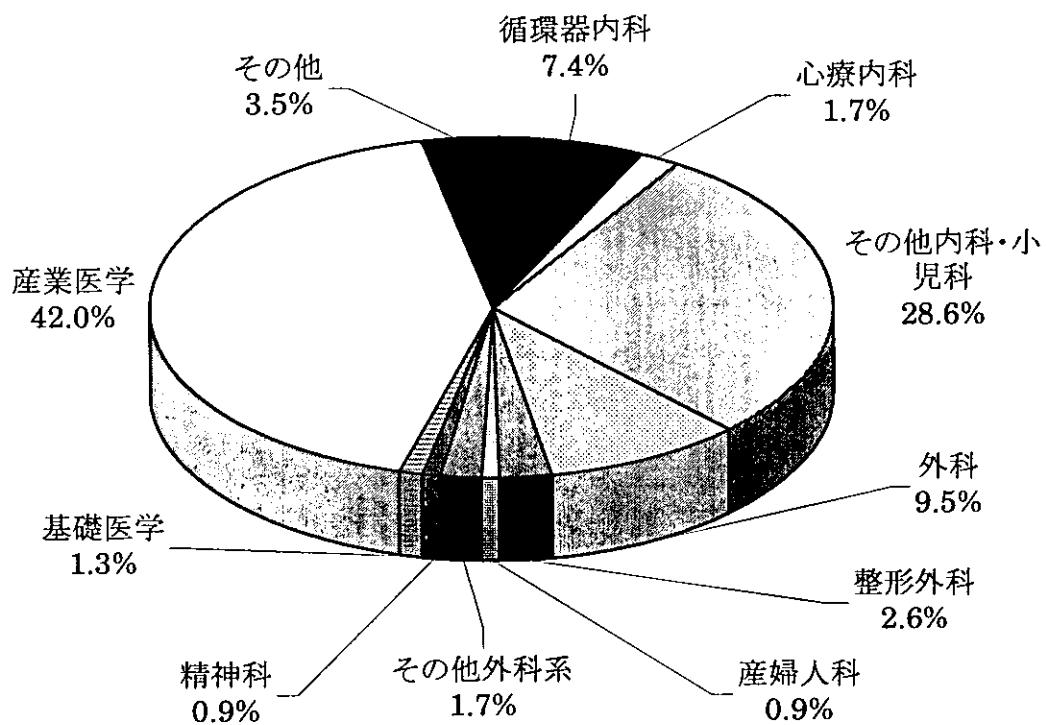


図2 回答者の医学専門分野

3) 事業場の労働者や事業者との接触頻度

労働者や事業者との接触頻度は、回答全体で月2回以上が過半数であった。「専門専属」ではほとんどがほぼ毎日であった。「非専門専属」でも過半数が月2回以上であった。「専門非専属」と「非専門非専属」では過半数が月1回以下であった。労働者や事業者との接触頻度の違いには、医学専門分野よりも契約形態が影響していた。

表5 回答者の労使との接触頻度

労使との接触頻度	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
ほぼ毎日	44	4	27	1	76
月に2~4回	1	17	13	20	51
月に1回	3	22	17	26	68
年に2~4回	1	4	8	11	25 #
年に1回以下			3	4	7
無回答			1	2	4 #
合 計	49	47	69	64	231 #

表6 回答者の労使との接触頻度 (%)

労使との接触頻度	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
ほぼ毎日	89.8	8.5	39.1	1.6	32.9
月に2~4回	2.0	36.2	18.8	31.3	22.1
月に1回	6.1	46.8	24.6	40.6	29.4
年に2~4回	2.0	8.5	11.6	17.2	10.8
年に1回以下	0.0	0.0	4.3	6.3	3.0
無回答	0.0	0.0	1.4	3.1	1.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

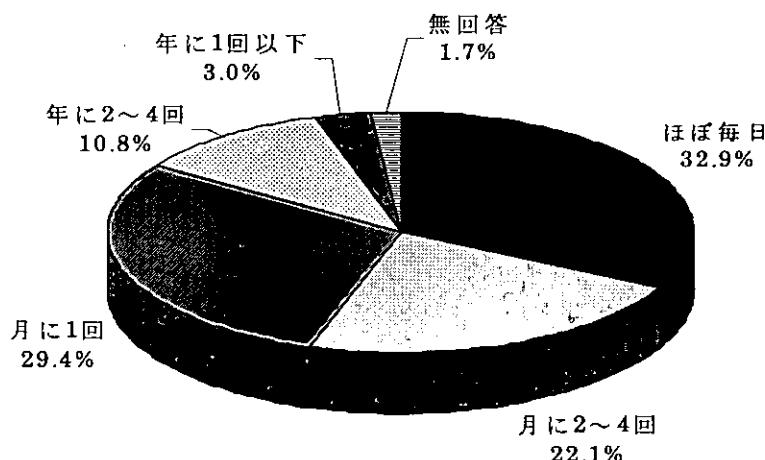


図3 回答者の労使との接觸頻度

4) 担当事業場の主な業種

事業場の主な業種は、回答全体の2/3が製造業であった。電気製造業が最も多く、特に「専門専属」において占める割合が大きかった。「専門専属」において製造業以外で複数の回答者がいた業種は、通信業と電気ガス水道業だけであった。その他の製造業、サービス業、公務、その他では非専属の者が2/3以上を占めた。

表7 回答者が担当する事業場の主な業種

事業場の主たる業種	産業医学専門/非専門・専属/非専属				合 計
	専門 専属	専門 非専属	非専門 専属	非専門 非専属	
建設業	1	1	1	3	6
食品製造業	2	3	2	7	14
繊維工業	1	1	4	1	7
木製品・紙製造業		2			2
化学工業	6	3	3	6	18
ゴム製造業			1		1
窯業	1			2	3
金属製造業	5	3	8	7	23
一般機械製造業		1	5		6
電機製造業	15	7	9	8	39
輸送機械製造業	4	4	6	1	15
精密機械製造業	2	3	3	2	10
その他の製造業	2	4	3	4	13
卸売・小売業	1		3	1	5
金融保険業	1		2	2	5
運輸業		2	4	2	8
通信業	2		1	5	8
電気ガス水道業	4		4	2	10
鉱業					0
医療業		1	2		3
人材派遣業		1	1		2
サービス業		4	2	3	10 [#]
公務		2	4	5	11
その他	2	5	1	3	11
無回答					1 [#]
合 計	49	47	69	64	231 [#]